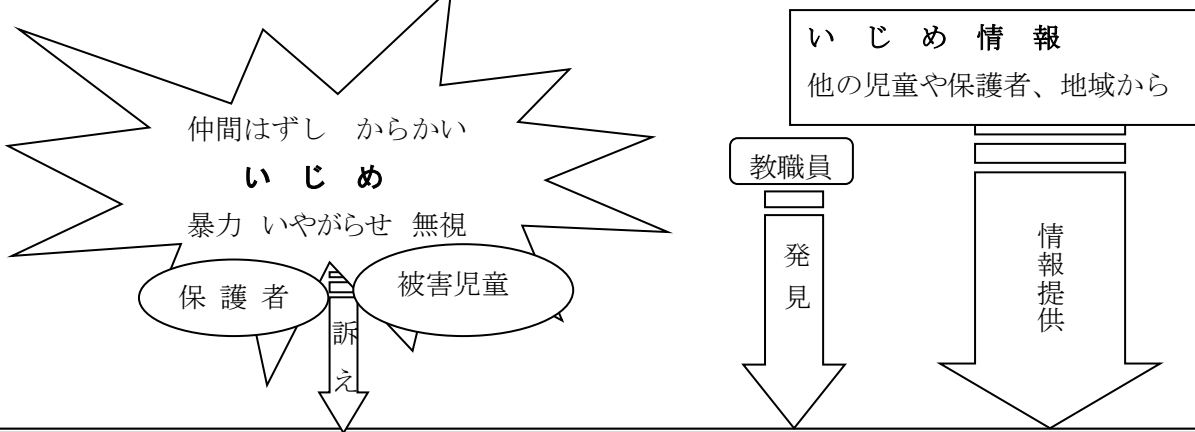


いじめが起こった場合のフロー図



校 内（校内での情報共有後、生活指導担当・管理職で委員会の開催を決定する。）

いじめ防止対策委員会

管理職・各学年部代表・生活指導担当者・養護教諭・
その他必要に応じた関係者が参加する。

事実確認・調査

- ・被害児童
- ・加害児童
- ・周りの児童からの聞き取り
- ・アンケート調査による
事実確認 等

報告・指導

- ・被害児童及び保護者への
報告
- ・加害児童及び保護者への
指導
- ・周りの児童への指導

いじめ解決

その他の対応

- ・被害児童の心のケア
- ・見守り体制の確認
- ・未然防止、早期発見
の取り組み
- ・いじめ防止啓発

報告

四日市市教育委員会
・育ち支援課
・人権・同和教育課
等

四日市北警察署
366-0110
阿倉川交番
331-7776

重大事態発生時

